

# 委任状

年 月 日

石垣市長様

私は、石垣市長を代理人と定め、こども医療費助成制度及び未熟児養育医療給付に関する次の事項を委任します。

- 1 石垣市こども医療費助成条例に基づく医療費助成金の申請、請求及び受領に関すること。
- 2 未熟児養育医療費自己負担金に関する一切の権限

対象児

住所

氏名

生年月日

年

月

日

委任者(扶養義務者)

住所

氏名

印

対象児との続柄 ( )

## 《委任状について》

未熟児養育医療では、母子保健法第21条の4の規定に基づき、扶養義務者は養育医療自己負担金を支払うことがあります。しかし、養育医療受給児がこども医療費助成制度の対象児である場合は、本委任状を提出していただくことで、市の関係部署(こども家庭課及び健康福祉センター)において自己負担金を処理することができます。